

石川県公報

平成 18 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 32 号)

目 次

規 則

- 知事の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う
書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条
例施行規則 (情報政策課) 1
石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する
規則 (県民交流課) 2

告 示

- 電磁的記録を使用して行うことができる保存等
(情報政策課) 3

規 則

知事の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十九号

知事の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 民間事業者等が、知事の所管する条例等に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年石川県条例第九号。以下「電子保存条例」といふ。)において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第三条 この規則は、知事が別に定める保存等について適用する。

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等が、電子保存条例第三条第一項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シ・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」といふ。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成)

第五条 民間事業者等が、電子保存条例第四条第一項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第六条 電子保存条例第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 民間事業者等が、電子保存条例第五条第一項の規定により、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第八条 民間事業者等が、電子保存条例第六条第一項の規定により、書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(電子保存条例第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的記録による交付等の承諾)

第九条 民間事業者等が、電子保存条例第六条第二項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次のとおりとする。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十号

石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

石川県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年石川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

本則に次の三条を加える。

(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)

第十七条 特定非営利活動法人が、条例第十条第一項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(次号及び次条において「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製

するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

第十八条 特定非営利活動法人が、条例第十条第二項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

第十九条 特定非営利活動法人が、条例第十条第三項の規定により、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

石川県告示第197号

知事の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年石川県規則第 号）第3条の規定により、電磁的記録を使用して行うことができる保存等を次のように定め、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保存

条例等	規定
石川県食品衛生法施行条例（平成12年石川県条例第14号）	別表第1の一(1)及び別表第2の三八
ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）	第59条
石川県種畜検査条例（昭和33年石川県条例第13号）	第10条第2項
石川県屋外広告物条例（昭和39年石川県条例第60号）	第18条の12
知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和43年石川県規則第22号）	第10条
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和60年石川県規則第58号）	第15条
身体障害者福祉法施行細則（昭和60年石川県規則第6号）	第20条
と畜場法施行細則（昭和28年石川県規則第75号）	第17条
石川県化製場等に関する法律施行条例施行規則（昭和59年石川県規則第58号）	第6条
ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則（平成16年石川県規則第51号）	第29条第5項
消費生活協同組合法施行細則（昭和23年石川県規則第63号）	第3条及び第4条
石川県土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和42年石川県規則第23号）	第10条第1項

2 作成

条例等	規定
石川県食品衛生法施行条例	別表第1の一(2)及びホ(1)
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	第59条、第79条、第202条第1項、第210条第1項、第218条第2項、第227条第1項及び第

	228条第 2 項
石川県種畜検査条例	第10条第 2 項
石川県屋外広告物条例	第18条の12
身体障害者福祉法施行細則	第20条
と畜場法施行細則	第17条
石川県化製場等に関する法律施行条例施行規則	第 6 条
消費生活協同組合法施行細則	第 3 条
農業倉庫業法施行細則 (昭和 2 年石川県令第 1 号)	第12条
石川県土地改良財産の管理及び処分に関する規則	第10条第 2 項

3 縦覧等

条例等	規定
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	第204条、第212条及び第219条

4 交付等

条例等	規定
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	第205条第 1 項、第213条第 4 項及び第214条第 1 項